

令和２年度東久留米市下水道事業会計決算の審査方針

令和３年５月２０日決定

１ 審査の種類

地方公営企業法第３０条第２項の規定による審査

２ 審査の対象

令和２年度東久留米市下水道事業会計決算

３ 審査の期間

令和３年７月１日から令和３年８月１０日まで

４ 審査の方法

審査に当たっては、事業が経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかを留意し、決算計数の正確性について検証する。さらに、予算が法令に基づいて適正に執行されていたか、財政運営が合理的かつ健全に行われているかどうかについて、関係諸帳簿及び証拠書類を点検、照合し、必要な事項は関係職員の説明を求め審査を実施する。

[審査の観点]

(1) 形式審査

- ① 法令に定められた全ての決算書類が具備されているか。
- ② 決算書類の様式、科目の配列及び分類は総務省令に定めた様式に準じて作成されているか。
- ③ 注記が適切になされているか。
- ④ 決算計数は証書類の計数と一致しているか。
- ⑤ 決算書類相互の関連計数は一致しているか。

(2) 実質審査

① 予備審査（経営分析）

- ア 現金預金の増減要因の分析
- イ 活動区分ごとのキャッシュ・フロー対前年度比較
- ウ 損益計算書の年度比較分析
- エ 貸借対照表の年度比較分析
- オ 節別収益の年度比較分析
- カ 節別費用の年度比較分析
- キ 自己資本構成比率等の構成比率の分析
- ク 流動比率等の財務比率の分析
- ケ 自己資本回転率・期間等の回転率・回転期間の分析
- コ 総資本利益率等の収益率の分析

② 内容審査

ア 共通的事項

- (ア) 法令及び会計規定等は遵守されているか。
- (イ) 財政状態及び経営成績に関して真実な報告が提供されているか。
- (ウ) 正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿が作成されているか。
- (エ) 資本取引と損益取引は明確に区分されているか。
- (オ) 財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示しているか。
- (カ) 収支の振替及び更正の手続は適正に行われているか。
- (キ) 消費税及び地方消費税の計算は適正に行われているか。

イ 決算報告書

- (ア) 予算に計上漏れはないか。
- (イ) 予算の目的外の支出をしているものはないか。

- (ウ) 不経済支出となっているものはないか。
- (エ) 予算は効率的かつ計画的に執行されているか。
- (オ) 予算の執行時期、執行方法等は適切か。
- (カ) 多額の不用額を生じているものはないか。その理由は妥当か。

ウ 損益計算書

- (ア) 期間経営成績は適正に表示されているか。
- (イ) 収益費用の年度所属区分は適正か。
- (ウ) 収益、費用の計上漏れ又は過剰計上はないか。
- (エ) 収益に対応する費用は計上されているか。
- (オ) 勘定科目の区分は適正か。

エ 剰余金計算書及び剰余金処分計算書（欠損金計算書及び欠損金処理計算書）

- (ア) 特別損益として経理すべき項目が含まれていないか。
- (イ) 利益剰余金と資本剰余金とを混同しているものはないか。
- (ウ) 資本剰余金に整理された工事負担金、国庫補助金等の中に、繰延収益に整理すべきものが含まれていないか。
- (エ) 剰余金の処分等は適正に行われているか。
- (オ) 資本金の減少は適正に行われているか。
- (カ) 欠損金の処理は適正に行われているか。

オ 貸借対照表

- (ア) 年度末の財政状態は適正に表示されているか。
- (イ) 資産、負債及び資本の貸借対照表への計上漏れはないか。
- (ウ) 資産、負債及び資本の増減又は異動の年度所属区分は適正か。
- (エ) 勘定科目の区分は適正か。
- (オ) 固定資産の経理は適正に行われているか。
- (カ) 流動資産の経理は適正に行われているか。
- (キ) 繰延資産の経理は適正に行われているか。
- (ク) 固定負債の経理は適正に行われているか。
- (ケ) 流動負債の経理は適正に行われているか。
- (コ) 繰延収益の経理は適正に行われているか。
- (サ) 資本金の経理は適正に行われているか。
- (シ) 剰余金の経理は適正に行われているか。

カ その他

- (ア) 前年度決算の指摘事項について必要な措置がとられたか。
- (イ) 監査、検査等において指摘した事項について必要な措置がとられたか。